

広島県告示第九百七十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十二条第一項の規定によって、指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十四年十二月二十日

広島県知事 湯崎英彦

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人楽生会	竹原市下野町一七四四番地	医療法人楽生会馬場病院	竹原市下野町一七四四番地	介護予防短期入所療養介護	平成二十四年一月一日
株式会社アップル介護サービス	三原市本町二丁目一三番三九号	アップル介護サービス訪問介護事業所	三原市本町二丁目一三番三九号	介護予防訪問介護	平成二十四年一月一日
特定非営利活動法人地域福祉活動支援協会人間大好き	東広島市八本松町飯田五二五番地三	デイサービスセンター森のカフェ	東広島市福富町下竹仁一三〇〇番	介護予防通所介護	平成二十四年一月一日
株式会社ワールドステイ	栃木県足利市堀込町二四六二番地一	デイサービスセンター春日和西条中央	東広島市西条中央四丁目九三九番地一	介護予防通所介護	平成二十四年一月一日
株式会社睦設計	広島市佐伯区皆賀二丁目八番三〇号	古民家型デイサービスむつみ庵	廿日市市佐方五七四	介護予防通所介護	平成二十四年一月一日